

オレゴン州、アイダホ州から日本への入国について（変異株の指定国・地域への指定）

●オレゴン州およびアイダホ州に居住・滞在されている方で、日本時間6月4日午前0時以降に日本に入国される全ての方は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において、3日間待機することを求められます。

1 既に本日配信の外務省からの広域情報メールでお知らせしているところですが、新型コロナウイルス変異株拡大を受けた水際対策措置として、6月1日、インドで初めて確認された変異株の指定国・地域に、オレゴン州、アイダホ州が指定されました。

2 この指定に基づき、オレゴン州、アイダホ州に居住・滞在されている方で日本時間6月4日（金）午前0時以降に日本に入国される方（日本人を含め全員）は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において3日間待機することが求められます。

3 日本到着日の翌日から3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機して頂くこととなります。

○外務省広域情報

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C087.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C087.html)

○厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/000787220.pdf>

4 本邦入国に際しては、引き続き、出国前72時間以内の「出国前検査証明」の取得が必要です。また、質問票及び誓約書の提出等も必要となります。更に、日本入国後の移動に際しては公共交通機関を使用しないことが求められますので、ご注意ください。

○検査証明書の提示について（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

（厚生労働省が指定する検査証明のフォーマットも上記のサイトに掲載されています）

○検査証明の確認について（本邦渡航予定者用 Q&A）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100178702.pdf>

○日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

○「質問票」（出発前にQRコードを取得してください）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

○「誓約書」の提出（1人1枚必要です）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

（参考）日本の水際措置等に関する関連情報

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

○海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置全体説明

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○海外から帰国する方向けのQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

■在ポートランド領事事務所

住所：1300 SW 5th Ave, Suite 2700, Portland OR 97201

電話：503-221-1811（代表）

Web：[https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Facebook：<https://www.facebook.com/JapaneseConsularOfficePortland/>